

鱒ヶ沢町地域防災計画の修正について

「鱒ヶ沢町地域防災計画」は、平成27年2月に修正された計画をその後の関係法令等の改訂及び国の防災基本計画・青森県の地域防災計画の修正を踏まえて見直しをするものです。

令和2年2月の改正点は大きく次のとおりです。

- 1 災害対応の時間的推移を踏まえた本編構成の見直し
 - (1) 「自衛隊災害派遣要請」を「避難」の前へ
 - (2) 「相互応援協定に基づく広域応援」を「広域応援」として「自衛隊の災害派遣要請」の後へ
 - (3) 「県防災ヘリコプター運行要請」を「航空機運用」として「広域応援」の後ろへ
 - (4) 「動員計画」から「業務継続性の確保」及び「複合災害対策」を分離し明確化
 - (5) 「災害対策本部」から「防災関係機関の災害対策組織」を分離し明確化
 - (6) 「災害備蓄対策」を追加

- 2 災害対策本部の機能強化
 - (1) 配備態勢の基準見直し及び明確化
災害への対処態勢を見直しし、非常態勢、警戒態勢及び準備態勢に基準を明確化
 - (2) 災害対策本部の組織を見直し
災害対策本部班別業務分担に「受援班」の任務を追加

- 3 その他
 - (1) 「指定避難所・指定緊急避難場所」や災害時の「要援護者・避難行動要支援者」を規定
 - (2) 国が定める避難勧告等に関するガイドラインの改定や気象業務の見直し（警報発令時の基準など）より、町の避難勧告等判断基準を修正
 - (3) 町の行政組織機構再編により災害時の事務部署を修正
 - (4) 表現の修正、誤植の修正

【構成及び項目別に記述した内容（概要）】

第1章 総 則

風水害等災害対策編	地震・津波災害対策編
第1章 総則 第1節 計画の目的 第2節 計画の性格 第3節 計画の構成 第4節 各機関の実施責任 第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第6節 町の自然的・社会的条件 第7節 災害の記録 第8節 災害想定	第1章 総則 第1節 計画の目的 第2節 計画の性格 第3節 計画の構成 第4節 各機関の実施責任 第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第6節 町の自然的・社会的条件 第7節 災害の記録 第8節 地震・津波による被害想定 第9節 災害想定

第2章 防 災 組 織

風水害等災害対策編	地震・津波災害対策編
第2章 防災組織 第1節 鯉ヶ沢町防災会議 第2節 配備態勢 第3節 鯉ヶ沢町災害対策本部 第4節 鯉ヶ沢町災害対策本部に準じた組織 第5節 防災関係機関の災害対策組織	第2章 防災組織 第1節 鯉ヶ沢町防災会議 第2節 配備態勢 第3節 鯉ヶ沢町災害対策本部 第4節 鯉ヶ沢町災害対策本部に準じた組織 第5節 防災関係機関の災害対策組織

第3章 災害予防計画

風水害等災害対策編	地震・津波災害対策編
第3章 災害予防計画 第1節 調査研究 第2節 業務継続性の確保 第3節 防災業務施設・設備等の整備 第4節 青森県防災情報ネットワーク 第5節 防災事業 第6節 自主防災組織等の確立 第7節 防災教育及び防災思想の普及 第8節 企業防災の促進 第9節 防災訓練 第10節 避難対策 第11節 災害備蓄対策 第12節 要配慮者安全確保対策 第13節 防災ボランティア活動対策 第14節 文教対策 第15節 警備対策 第16節 交通対策 第17節 電力・ガス・上下水道・電気 通信・放送施設対策 第18節 水害予防対策 第19節 風水害対策 第20節 土砂災害予防対策 第21節 火災予防対策 第22節 複合災害対策	第3章 災害予防計画 第1節 調査研究 第2節 業務継続性の確保 第3節 防災業務施設・設備等の整備 第4節 青森県防災情報ネットワーク 第5節 自主防災組織等の確立 第6節 防災教育及び防災思想の普及 第7節 企業防災の促進 第8節 防災訓練 第9節 避難対策 第10節 災害備蓄対策 第11節 津波災害対策 第12節 火災予防対策 第13節 水害対策 第14節 土砂災害対策 第15節 建築物等対策 第16節 都市災害対策 第17節 要配慮者安全確保対策 第18節 防災ボランティア活動対策 第19節 積雪時の地震災害対策 第20節 文教対策 第21節 警備対策 第22節 交通対策 第23節 電力・ガス・上下水道・電気 通信・放送施設対策 第24節 危険物施設等対策 第25節 複合災害対策

第4章 災害応急対策計画

風水害等災害対策編	地震・津波災害対策編
<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達</p> <p>第2節 情報収集及び被害等報告</p> <p>第3節 通信連絡</p> <p>第4節 災害広報・情報提供</p> <p>第5節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>第6節 広域応援</p> <p>第7節 航空機運用</p> <p>第8節 避難</p> <p>第9節 消防</p> <p>第10節 水防</p> <p>第11節 救出</p> <p>第12節 食料供給</p> <p>第13節 給水</p> <p>第14節 応急住宅供給</p> <p>第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬</p> <p>第16節 障害物除去</p> <p>第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与</p> <p>第18節 医療、助産及び保健</p> <p>第19節 被災動物対策</p> <p>第20節 輸送対策</p> <p>第21節 労務供給</p> <p>第22節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>第23節 防疫</p> <p>第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <p>第25節 金融機関対策</p> <p>第26節 文教対策</p> <p>第27節 警備対策</p> <p>第28節 交通対策</p> <p>第29節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第30節 石油燃料供給対策</p>	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 津波警報等、地震情報等の収集及び伝達</p> <p>第2節 情報収集及び被害等報告</p> <p>第3節 通信連絡</p> <p>第4節 災害広報・情報提供</p> <p>第5節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>第6節 広域応援</p> <p>第7節 航空機運用</p> <p>第8節 避難</p> <p>第9節 津波災害応急対策</p> <p>第10節 消防</p> <p>第11節 水防</p> <p>第12節 救出</p> <p>第13節 食料供給</p> <p>第14節 給水</p> <p>第15節 応急住宅供給</p> <p>第16節 遺体の捜索、処理、埋火葬</p> <p>第17節 障害物除去</p> <p>第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与</p> <p>第19節 医療、助産及び保健</p> <p>第20節 被災動物対策</p> <p>第21節 輸送対策</p> <p>第22節 労務供給</p> <p>第23節 防災ボランティア受入・支援対策</p> <p>第24節 防疫</p> <p>第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止</p> <p>第26節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定</p> <p>第27節 金融機関対策</p> <p>第28節 文教対策</p> <p>第29節 警備対策</p> <p>第30節 交通対策</p> <p>第31節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策</p> <p>第32節 石油燃料供給対策</p> <p>第33節 危険物施設等災害応急対策</p> <p>第34節 海上排出油等及び海上火災応急対策</p>

第5章 雪害対策、火山対策、事故災害対策

風水害等災害対策編	
第5章 雪害対策、火山対策、 事故災害対策	
第1節 雪害対策	
第2節 火山災害対策	
第3節 海上災害対策	
第4節 航空災害対策	
第5節 鉄道災害対策	
第6節 道路対策	
第7節 危険物等災害対策	
第8節 大規模な火事災害対策	
第9節 大規模な林野火災対策	

第6（5）章 災害復旧対策計画

風水害等災害対策編	地震・津波災害対策編
第6章 災害復旧対策計画	第5章 災害対策計画
第1節 公共施設災害復旧	第1節 公共施設災害復旧
第2節 民生安定のための金融対策	第2節 民生安定のための金融対策
第3節 被災者に対する生活保障・ 生活再建支援に関する計画	第3節 被災者に対する生活保障・ 生活再建支援に関する計画